平成18年 第2回 築 上 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日) 平成18年6月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

诗00分	開議
	時00分

		平成18年6月19日 午前10時00分開議
日程第1	議案第97号	平成18年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
日程第2	議案第98号	平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい
		τ
日程第3	議案第99号	平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
		(第1号)について
日程第4	議案第100号	平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
		について
日程第5	議案第101号	平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
		いて
日程第6	議案第102号	築上町まちづくり振興基金条例の制定について
日程第7	議案第103号	築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部
		を改正する条例の制定について
日程第8	議案第104号	築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の
		一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第105号	築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第106号	築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第107号	築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第12	議案第108号	築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定につい
		τ
日程第13	議案第109号	築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第110号	築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について
日程第15	議案第111号	築上町集会所条例の制定について
日程第16	議案第112号	築上町文化会館 (コマーレ)条例の全部を改正する条例の制定につ

日程第17 議案第113号 築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について

いて

日程第18	議案第114号	築上町地区集会所条例の制定について
日程第19	議案第115号	築上町FM放送施設条例の全部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第116号	築上町椎田学習等供用施設条例の制定について
日程第21	議案第117号	築上町教育集会所条例の制定について
日程第22	議案第118号	築上町パークゴルフ場条例の制定について
日程第23	議案第119号	船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第120号	築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第121号	築上町火葬場条例の制定について
日程第26	議案第122号	築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第123号	築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について
日程第28	議案第124号	築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第29	議案第125号	築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
		第上町状の原ナルンプ担名例の 並もなませて 名例の判立について
日程第30	議案第126号	築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30 日程第31	議案第126号 議案第127号	築上町我の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第127号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32	議案第127号 議案第128号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32	議案第127号 議案第128号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例
日程第31 日程第32 日程第33	議案第127号 議案第128号 議案第129号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町首住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36 日程第37	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36 日程第37 日程第38	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 、公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36 日程第37 日程第38 日程第39	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号 議案第133号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について なの施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36 日程第37 日程第38 日程第39 日程第40	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第133号 議案第133号 議案第135号 議案第135号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 、なの施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第34 日程第35 日程第36 日程第37 日程第38 日程第39 日程第40 日程第41	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第133号 議案第134号 議案第135号 議案第135号 議案第136号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 、公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31日程第32日程第33日程第34日程第35日程第36日程第37日程第38日程第39日程第40日程第41日程第42	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号 議案第134号 議案第135号 議案第136号 議案第136号 議案第136号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31 日程第32 日程第33 日程第35 日程程第36 日程程第37 日程程第39 日程程第40 日程程第41 日程程第42 日程程第43	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号 議案第134号 議案第135号 議案第136号 議案第136号 議案第138号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第31日程第32日程第33日程第34日程程第35日程程第36日程程程第37日程程程程程程程第41日程程第41日程程第43日程程第44日程	議案第127号 議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第134号 議案第135号 議案第136号 議案第136号 議案第138号 議案第138号 議案第139号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について 築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例 の制定について 築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第48 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程第49 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について

日程第50 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

日程第51 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について

日程第52 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及

び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第53 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及

び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

(以下追加日程)

日程第54 議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第55 意見書案第5号 ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書(案)に ついて

日程第56 請願第2号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書

日程第57 陳情第3号 信号機設置に関する陳情書

日程第58 陳情第4号 上大坪農道に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第97号 平成18年度築上町一般会計補正予算(第2号)について

日程第2 議案第98号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第99号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)について

日程第4 議案第100号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第5 議案第101号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第102号 築上町まちづくり振興基金条例の制定について

日程第7 議案第103号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

日程第8 議案第104号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

日程第9	議案第105号	築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第106号	築上町農業公園条例の全部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第107号	築上町森林とのふれあい施設条例の全部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第12	議案第108号	築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定につい
		τ
日程第13	議案第109号	築上町集落センター条例の全部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第110号	築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例制定について
日程第15	議案第111号	築上町集会所条例の制定について
日程第16	議案第112号	築上町文化会館(コマーレ)条例の全部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第17	議案第113号	築上町社会福祉センター条例の全部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第114号	築上町地区集会所条例の制定について
日程第19	議案第115号	築上町 F M放送施設条例の全部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第116号	築上町椎田学習等供用施設条例の制定について
日程第21	議案第117号	築上町教育集会所条例の制定について
日程第22	議案第118号	築上町パークゴルフ場条例の制定について
日程第23	議案第119号	船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第120号	築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第121号	築上町火葬場条例の制定について
日程第26	議案第122号	築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第123号	築上町高齢者ボランティア育成施設条例の制定について
日程第28	議案第124号	築上町高齢者・若者活性化センター条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第29	議案第125号	築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第126号	築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第127号	築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第128号	築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第129号	築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例
		の制定について
日程第34	議案第130号	築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について

日程第35 議案第131号 築上町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 日程第36 議案第132号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 日程第37 議案第133号 築上町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について 日程第38 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第39 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第40 議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第41 議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第42 議案第138号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第43 議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第44 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第45 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第46 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第47 議案第143号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について 日程第48 議案第144号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について 日程第49 議案第145号 豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置について 日程第50 議案第146号 福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について 日程第51 議案第147号 福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少について 日程第52 議案第148号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及 び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について 日程第53 議案第149号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及 び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について (以下追加日程) 日程第54 議案第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について 日程第55 意見書案第5号 ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書(案)に ついて 日程第56 請願第2号 出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取 締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求 める請願書 日程第57 陳情第3号 信号機設置に関する陳情書

出席議員(30名)

日程第58 陳情第4号 上大坪農道に関する陳情

久司君	工藤	2番	文男君	塩田	1番
久芳君	金澤	4番	正治君	山中	3番
與四郎君	田村與	6番	隆則君	白石	5番
イツミ君	西畑~	8番	一也君	吉元	7番
昌生君	塩田	10番	和政君	小林	9番
眞澄君	竹本	12番	隆治君	繁永	11番
久雄君	宮下	14番	兼光君	田村	13番
親君	田原	16番	年弘君	丸山	15番
末吉君	高島	18番	力範君	平野	17番
浩君	辻上	20番	暲奎君	成吉	19番
忠君	神下	22番	修司君	武道	21番
信英君	岡田	24番	英夫君	中島	23番
博見君	信田	26番	政廣君	川端	25番
實君	吉元	28番	成一君	吉元	27番
周治君	西口	30番	義正君	有永	29番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野	紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村	信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村	好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来	篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田	一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野	義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留	正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸	好明君

上水道課長	中嶋	澄廣君	下水道課長	平岡	司君
会計課長	川崎	道雄君	農委事務局長	大田	隆君
教育委員会椎田事務所(認	₹長)			松田	倫夫君
住民生活室長	落合	泰平君	管理課長	白川	義雄君
企業立地課長	竹本	正君	環境課長	後田	幸政君
学校教育課長	中村	一治君	生涯学習課長	神崎	一貴君
監査室長	吉留	康次君	審議官	片山	益朗君
審議官	田村	秀吉君	審議官	安田	美鈴君
審議官	舟川	忠良君	審議官	小林	實君

午前10時00分開議

議長(田原 親君) おはようございます。開会前にお諮りします。

それでは、ただいまの出席議員は30名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

その前に、一応、収入役、助役から皆さんにごあいさつがあるそうでございます。

助役(八野 紘海君) 議員の皆様、おはようございます。

さきの15日に議会の同意を得まして、午後4時から助役職の辞令を拝命いたしました八野紘海と申します。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

今後は新川町長を補佐し、助役職を全力で全うしたいと思います。そして、新しい築上町も 1月スタートし、まだ、5カ月足らずでございます。新しい築上町の基礎づくりがやはり職員の 皆様、議会の皆様と十分協議しながら町づくりを行っていきたいと思いますので、どうか御協力 のほど、よろしくお願いいたします。今後ともよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(田原 親君) ありがとうございます。

収入役。

収入役(岡部 和徳君) おはようございます。助役同様、6月15日の当議会の同意を得まして同日付で収入役に就任をいたしました岡部和徳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計事務の責任者として職責を全うすべく全力で取り組みたいと思いますので、議員の皆様の 御指導、御鞭撻を今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長(田原 親君) それでは、ただいまから議事に入ります。

日程第1.議案第97号

議長(田原 親君) 日程第1、議案第97号平成18年度築上町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方、平野議員。

議員(17番 平野 力範君) 一般会計の3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、17ページ、町づくり推進交付金3,300万円ついておりますが、これについて椎田町においては長年町づくり推進交付金を交付してまいりましたが、築城地区におきまして今後どのように周知徹底、また、内容について十分に説明していくのか、その方法についてお教え願いたいと思います。

それから、26ページ、4款1項4目19節投資的補助金、小型合併浄化槽設置補助金、これについては築城地区がもともと小型合併浄化槽の設置補助金を出していたかというふうに聞いておりますが、これを椎田地区において 椎田地区は下水道の総合計画がございます。その下水道の総合計画の中で、小型合併浄化槽の設置に該当する地区に関して、いつから、どのように助成していくのか。また、設置方法について変わったのか。竹本課長のときからひょっとしたら変わっているんじゃないかなと思うので、その辺の 小型合併浄化槽に関する設置を御説明願いたいと思います。

それから、48ページ、10款6項2目19節町民体育祭補助金ということで、この町民体育祭補助金を、どのような形で、どこでやるのか、場所が。今まで椎田地区はやっておりましたけど、築城地区はそれぞれ種目ごとの体育祭というか、種目ごとはやっても町民体育祭としてはやってなかった。それを一緒にやるということになると、場所、それからやり方、いろんな問題があると思いますので、それの運営方法についてお答え願いたいと思います。

以上、3点、お願いします。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 町づくり推進交付金でございますが、これは椎田町同様自治会の制度を整えていただいて、制度が整ったところから交付金の交付をしていくということで、ほとんどの自治会から制度的なもの、いわゆる自治会の規約、役員体制、それからあと簡単な地区の計画ということで自分たちでできるものという形で、こういうふうな形で一応自治会の中で協議がどの自治会もされておるということで、具体的な形にはあと町づくりの担当の課の方から答えが出ます。

それから、小型合併処理浄化槽、これは従前、築城が個人、個人に今、厚生労働省、この予算

をいただきながら実施しておるということで、旧築城町におきましては従前どおりこの方式を採 用していかなければならない。まだ、基本的に下水道計画ができてないというふうなことから、 築城町の方は国土交通省の補助金をいただいて、大字築城、大字両別府、それから東築城という ところで下水道事業をやっておりますが、あと、農村部ではまだまだ、この計画が充実できてな いということで、当分はこの個人の小型合併処理浄化槽の補助制度を一応、まだ、適用していこ うと、このような考え。そして、旧椎田地区につきましては、下水道計画ができております。そ の中で旧町部については国土交通省の下水道事業、それから農村部においては農水省の農業集落 環境対策排水事業ということで実施をしていくということで、これはもう下水道計画できており ます。そして、さらに両方に乗らない相応戸数の地域については市町村管理型の合併浄化槽、こ れややはり厚生労働省、個人で管理じゃなくて、市町村が管理してそして利用料をもらう。同じ 形態のやはりどこに住んでおっても同じように下水道事業が享受できるというふうな形でやるべ きであろうというふうなことで、従前からこの方策で旧椎田町はやっていこう。今後も でき れば旧築城の方も早く下水道計画を樹立しながら、計画的な下水道行政を行いたいと考えており ますが、何分まだ、圃場整備が完了してないという状況がございますので、農業集落排水事業の 分は圃場整備完了地区が予算の採択前提になっておるということで、全体的に計画はやっぱり圃 場整備が完了しなければできないであろうというような考え方でおるんで、小型合併処理浄化槽 は今後も続けていく。

それから、町民体育祭については、これは実行委員会してもらいますけど、教育委員会の方から答弁をさせます。

議長(田原 親君) 引き続き、課長。

地域振興課長(中野 誠一君) 地域振興課、中野と申します。どうぞよろしくお願いします。 町づくり推進交付金にお答えいたします。

旧築城町の方には町づくり推進交付金というのはございませんでした。それで、新町になりましてから、各自治会で自治会制度を立ち上げてもらって、今、認定申請は各自治会から出てきております。

それから、また、地区計画を各自治会内で話し合っていただいて、地区計画もつくってもらって今、取り組みをしてもらっております。それで当初予算では椎田の町づくり交付金の所要額の半額を当初予算で計上しておりました。それに椎田町の全額分と築城町の分を見込みまして今回3,381万5,000円を補正させていただいております。

これにつきましては、築城町の方でも地区計画ができた段階で各自治会に町づくり交付金を交付したいということでございます。

議長(田原 親君) 町民体育祭は。

生涯学習課長(神崎 一貴君) 生涯学習課、神崎です。お答えいたします。

議員の御質問のとおり、町民体育祭につきましては旧椎田町におきましては44年間にわたり行ってまいりました。旧築城町におきましては、一時休止となっておりましたが、本年度はぜひやりたいと やるようにいたしております。期日は10月4日の日曜日、場所につきましては椎田地区アグリパークか、サン・スポグラウンドか、どちらかで実施したいと思っております。

それで、種目等につきましては、今後実行委員会等で協議してもらうわけでございますが、築 城地区の住民にももちろん参加してもらうような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(田原 親君) 平野議員。

議員(17番 平野 力範君) 1個1個ということになるとあれですので、また、三つ一遍に 質問せないけんですね。わかりました。

まず、町づくり推進交付金について説明いただきましたが、ここに築上町地域防災計画ということで、防災の方の資料いただいておりますが、長年椎田地区におきましては町づくり推進交付金をいただいてきた関係で、自治組織づくりが進んでおります。例えば坂本地区におきまして、この前変質者出たと、また、泥棒が入った 椎田地区かなり頻繁に入っておりますが、それで今、坂本地区は月・水・金、次の週は火・木・土というふうに防犯パトロールを 坂本地区におきまして防災自治組織という、防災組織を立ち上げております。そういう形で何かあれば、すぐ自治会長、消防、各役員という方で防犯、防災に回っております。台風の前にはひとり暮らしの老人の家に全部回ってお手伝いをして

そのように、ただ、名目上の町づくり推進交付金という形じゃなく、具体的に自治組織としての推進をしなくてはならないと思います。そのような形で名目上の補助金受け取りの団体にならないように徹底的に、いい例もありますので、そういう先進例を引き合いに出しながら推進していっていただきたいと思います。

それから、小型合併浄化槽に関しましては、町長の説明で当初の方針と変わってないということで、土地だけ提供してくれれば椎田町が工事をしてやる。そのかわり管理料はいただきますよという形は変わりないということで、それはわかりました。

ただ、地区 山間部を中心にいつごろから、椎田地区における小型合併浄化槽の設置をやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、町民体育祭に関しましては、今、アグリパークかサン・スポということでございましたが、サン・スポーツグラウンドに関しましては、今まででももう手いっぱい、日奈古グラウンドは論外でございますが、サン・スポーツランドに関しましても浜の宮の天満宮の駐車場を借りて、また、周辺にとめても手いっぱいというような状況で、築城地区の方々がふえた場合、ど

のように駐車場を手配するのか。それは実行委員会の方で考えてくれということにするつもりかもしれませんけど。また、アグリパークに関しましても、実際上のフィールドがサッカー場ぐらいしかないということで、いろんな競技種目の制約が出てこようかと思います。課長段階ではそこまで答弁できないかと思いますけど、非常に実際上、考えてもなかなか運営が厳しいのかなという気がしております。そこのところ、お答えできる範囲内 町長でも結構です。何か具体的に考えている方策があれば、お答え願いたいと思います。

最初の分はいいですから、あと2点。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 下水道の計画に乗ってない地域、これはすぐにでも申請してもらえれば、これは厚生労働省の方に申請をしていくつもりでございますので、そういう形でどこが計画地区でないかというのは、皆さんわからないという状況だろうと思いますので、今、実施 済んだところ、例えば、西高塚、それから越路地区、それから北部地区ですか。この地域で計画外があれば実施していこう。そして、今、椎田西部、葛城についてはこれも並行して申請があれば、西角田の方の分については、ちょっとまだ、本体的な農業集落排水事業の方の取り組みというか、これ若干、まだおくれておりますので、これらと並行しながらやっていっても私はいいと考えておりますので、担当課の方にこれは十分地域と協議しながらやっていくようにということで指示はしておるところでございます。

議長(田原 親君) 神崎課長。

生涯学習課長(神崎 一貴君) お答えいたします。

議員御質問のとおり、一番さきに事務局段階で問題になったのが町民体育祭駐車場でございました。それで、駐車場で一番問題ないのがアグリパークでございましたが、逆にアグリパークは競技するグラウンドがちょっと狭いという形で考えておりまして、もう一点のサン・スポについてはグラウンド内は問題ないけど、逆に駐車場の問題があるのではないだろうかという形で考えております。

それで、最終的には浜宮グラウンドにも車を入れてとめさせて、サン・スポでする場合は浜宮グラウンドにも車をとめさせて駐車場にして実施するような形にしなければならないんではないかと思っております。

以上でございます。

議長(田原 親君) 平野議員。

議員(17番 平野 力範君) 3遍目です。

小型合併浄化槽の説明が、今、ありましたけど、知らない人たちに対する周知徹底、あなたの ところは漏れていますよということを、やっぱり何らかの形で知らせない限りはいつまでもわか りませんので、その辺は早めに説明会なり、通知なりをして、お宅は漏れていますから小型合併 浄化槽の設置区域になっています。それに関しては町が設置してあげますから、管理料いただき ますよというような、そういう通知か、説明会か、ぜひ、開いていただきたいと思います。

以上、終わります。

議長(田原 親君) 吉元議員。

議員(27番 吉元 成一君) 33ページの庁舎設計管理委託料、測量設計管理業務委託料と 土地購入費とあります。これについては()詳しく、突っ込んだ質問していいですか。

議長(田原 親君) いいです。わかりやすくお願いします。

議員(27番 吉元 成一君) 単純でいいんでしょ。僕は聞きたいことがある。この点については企業誘致ということになりますので、どこの土地を買うのか、どこを計画しているのか。また、測量費が1,000万超していますので、これどこを測量するのかということが1点と。

もう一点、今の議員の質問にありました町民体育祭の件で、ここに予算が二つ出ていますけど、 練習費補助金。練習補助金と体育祭補助金という二つに分けていますけれども、これはどういっ た違いがあるのか。

ちょっとこの2点について簡単に説明お願いします。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 企業誘致だけ私から答え、あとは教育委員会の範疇でございますので。 企業誘致は場所は干拓に今、企業誘致の適地がございます。町有地がございます。今、進入路が非常に曲がっておるということで、直線的に道路を改良して入れるようにしなければ、大型トレーラーが入れないというようなことで、干拓の今、旧堤防のところを道路改良やる。そして、それから直線的に道路もっていこうと、こういう計画でございます。

議長(田原 親君) 教育課長。

生涯学習課長(神崎 一貴君) 48ページ、町民体育祭の関係の補助金でございます。議員御指摘の町民体育祭補助金380万円、それから町民体育祭練習補助金198万円と計上させていただいております。380万につきましては、今、築上町7,600戸ございます。7,600戸に対しまして500円の補助金を当日の弁当代、それから車の輸送費等に充てていただくような形で、各世帯に500円の支給をいたすようにいたしております。

そして、町民体育祭練習補助金は町民体育祭に向かいまして、各自治会等で練習、それから練習した後の食糧費等に充てていただくという形で66自治会に各自治会3万円の支出をするように計画いたしております。

以上でございます。

議長(田原 親君) 吉元議員。

議員(27番 吉元 成一君) この説明の欄にもう少し親切に、例えば7,600戸掛けるの500円、これが戸数で弁当代として。説明も何も要らんと。違う。築城の議会のときにはいつもそれを言いよった。議案書の間違いいっぱいあるけれども、親切さが全くない。これ、これから注意してください。

それと、議長、僕はちょっと消防のことをそれと同じ自分の委員会のことですから、今回委員会のときにやりゃあ済むことと思いますので。前回の全協の中でも話ししましたが、議運の委員長としていう立場じゃなくて議員としての立場で、質疑については自分の所管分についてはなるべく突っ込んだ話をこの本会議でする 委員会でできるわけですから、そういうふうにしてもらわないと、どう考えるまで質問したら大変ですよ、これ。

係数とかいろいろなこの件についてわからない点の大ざっぱな面を聞いとって、そして委員会で審議してもらわんと、これ一般質問か、委員会が始まったみたいな感じにとれますよね。だけん、そういったやっぱり、議長、質疑に関してはそういった注意も与えるように今後してください。よろしくお願いします。

議長(田原 親君) 今、吉元議員から指摘がありましたように、主なところ 主なという か、所轄の委員会でおいては委員会がありますので、そこで詳細にわたっては十分審議していた だきたいと思います。それで、本会議においての質問は具体的なことではなくて大まかなところ だけを、ひとつお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いいですか。ほかにございませんか。工藤議員。

議員(21番 武道 修司君) ページ数、27ページの火葬場費の関係で、次の28ページに 調査設計管理委託料という形で105万円ほど上がっております。

火葬場の関係の今後の対応なり、計画なりがあれば、どのような内容なのかを教えていただき たいというふうに思います。

それと、ページ数でいうと50ページ、51ページの関係で、特別職、一般職の人員の関係で その他の特別職がかなりふえている。また、一般職についても2人ふえている。合併のメリット というのは人件費の抑制をしていくということが合併のメリットであり、町長も合併によって人 件費を抑えていかないといけないということを言われたんですが、この内容でいくと合併をした メリットが出てないような気がするわけなんですが、その点の説明をお願いしたいというように 思います。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 火葬場については、今、現火葬場のところに建設しようというようなことで、周辺自治会と水利組合等々で組織をしておりますが、火葬場周辺の協議会というのがございます。そこである一定の了解点はいただいております。現時点での敷地内での火葬場建てかえ

と。だから、そういう形の中で今から調査をやっていこうということで、また、調査ができ次第、 関係者とも相談しながら建設推進をしていくというようなところで了解を得ているということで ございます。

人件費については担当課長の方から。

議長(田原 親君) 西村課長。

秘書課長(西村 好文君) 秘書課の西村です。武道議員の質問にお答えします。

その他の特別職の増ですけれども、この点は総合計画の審議会の委員の増、その他各委員会の 委員の増でこういった増という、そういった数値になっています。

5 1ページの人件費ですけれども、この人件費につきましては機構改革によりまして各配置関係、そういったあれで人事異動も含めまして配置の見直しという形で今回予算の方を調整させていただいた。それに加味していますのが勧奨で3月31日付で2名退職されています。この2名につきましては当初予算の方で調整をできなかった関係で2名が当初予算で上がっとったということと、今回、保健師1名と管理栄養士1名、それと給食調理員2名を採用する予定です。それでこの2名の減をしまして4名の増という形でそこら辺を調整させていただきました。

職員手当等につきましては、児童手当の制度の改正で年齢の引き上げという、そういういったのもありますし、各手当につきましては()の発生した、そういった職員の分の増という形であります。

ただ、人件費の中で、共済費の方がマイナス この一般会計で申しますと726万8,000円減という形になっていますけれども、これは当初予算の方で率誤りという形で今回、再計算した結果、こういった減額というそういった数値になってます。

今まで申しましたように減の部分と増の部分とあれして、一般会計だけを見ますとこうやって 増の数字が非常に多く目立つわけですけれども、特別会計もあわせたところで見ますと増額の部 分はそんなに額的には増になっていないという、そういった内容です。

以上です。

議員(7番 吉元 一也君) 課長、それは質問のあれになってない。武道議員は機構改革ということであれしたのに、お金が 合併したのになってないやいかと、減になってないやないかと……。

町長(新川 久三君) 即座に合併したから人が減るというわけではございませんし、長期的に 視野で職員は減らしていくということでございますので、一時的なものは……。やはり今、この 2名ふやすというのは、これは本当に健康対策ということで、非常に私はこれは大事だというよ うなことで急遽、保健師と、それから管理栄養士、採用しようということでふやしている。この 2名ということで御理解もらわなければ。管理的な職員という形になれば、これはどんどん私は 減らしていかなければいけないけれども、やはり住民の健康を増進するとか、そういう施策はやはり人間ふやしてでも、例えば国保の給付が1,000万、2,000万経るような施策をした方が私はいいという判断をして、今回そういう採用に踏み切ったわけでございます。

以上です。

議長(田原 親君) 武道議員。

議員(21番 武道 修司君) 数字的なところもわかりましたし、考え方もわかりました。ただ、合併のメリットを出さないと、何のために合併したのかという、その合併の効果を合併してすぐには出ないということを今、言われていますけれども、合併してすぐに効果を出すように努力するのが合併じゃないかなと。

合併前からその協議は当然されていたはずなんです。合併と同時に何人やめる。その中でどのような体制をするのかという、何かもう計画があったはずなんです。今、課長からの説明であれば、機構改革とかそういうような体制づくりの中でこのような形になったというふうな話なんですけど、結果的に人事異動なり、新しい機構改革なり、やって合併のメリットの出る体制になってないんじゃないかなと。

ただ、単に今いる人数を帳尻あわせをやって、結果的に調理員が足りない、保健師が足りない。 そういう形でただ、単に帳尻あわせをして 結果的に。その人間が足りないとだけをふやした というのが今回の数字じゃないかなというような感じがするんです。合併をやって人件費を抑制 をしようという姿勢がこの数字の中に見えないんで、今後、どのような形でもっともっと機構改 革やっていかないといけないと思うんです。人間を当然減らしていかないといけないだろうし、 人件費を抑えていくためにはそういうような形をとらないといけないと思うんですけど。

今後、先々のどういうふうな目標、どういうふうな計画を町長は考えているのか。口だけで減らしたい、減らしたいじゃ減らないんです。そこら辺のことを詳しく、この数字がこういうふうに出ていますので、ちょっとそこら辺を詳しく教えていただかないと、町長、見えないんで。よるしくお願いします。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 武道議員の質問を私は合併前から常に人員の減は考えております。旧椎田町のときでも10人やめて、そのときは私は1人も採用してないんです。そういうのは御理解してもらいたいと思いますし、そういう形の中で若干しわ寄せが来ておる。住民と直接接する部署、これはやはり減ったんでは住民サービスが低下するということ。だから、管理部門、この部門は極力、合併のメリットとして減らす。これがやはり合併のメリット。

だから、合併して半年でメリットを出せって言っても、この人件費のメリットは私は出ないと。 やはり5年 最低5年かかります。だから、今すぐ職員をいわゆる解雇すれば、これはすぐに そのメリット出ますけど、そういうわけにはいきませんし、やはり自然退職と相応しながら、最低限の職員採用をやっていく。これがやはり今の行政を運営するためのこれは人事政策だろうと私は考えておるので、そういうことで5年間には職員数200人にしますという、この公約はございますし、合併前250人ほどおったんです、実際。そういうことで50人減せば、4分の1の減になると、このようなことで御理解を願いたいと思います。

だから、すぐに効果を出せっていっても、この人件費で効果を出すのはやはりちょっと待って もらいたいとこのように考えております。

議長(田原 親君) 武道議員。

議員(21番 武道 修司君) たった今すぐからって私も言っているんじゃないです。ただ、今回このような形で数字が上がってくると、その努力をしてないように見えるんです。だから、これから先、機構改革にしても課長もたくさんふやす必要は私はないと思うんです。もう少し課の統合をするなり、管理職を減らすなり、やっていけば、だんだんとスリム化になっていくだろうし、そのひとつの組織体系の中で、下がというか、各課がふえていって、ただ単に管理職だけふえる体制をとっていけば、人件費の抑制には全然ならないんじゃないかなというふうに私は思っていますので、これから先の計画、行動として、そのような方向で今後やっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長(田原 親君) ほかに。中島議員。

議員(23番 中島 英夫君) 町長にお尋ねします。

総務委員長の方から質問がありましたが、三百数十万円の土地購入費、その中で私は行政報告で町長は既に述べておるわけですが、内堤防です。内堤防のところをかなり抱えなきゃならんと、そういうことだと思うんですが、従来、職員時代に町長が 宮下議員も担当しとったんたかな、そういうようなことで、国有財産ということで、内堤防を買収するとか、購入するとかいうような話があったと思うんです。国との関係で。何か、あれを道路にしたいとか……、内堤防があったでしょ。あの内堤防はなかなか国の方の姿勢が固いと。なかなか無償でもらえないと。何かそういうような話があったと思うんですが、その後、あの内堤防について何らかの考え方があるのか、ないのか。関連でちょっと聞きたいんです。

あれ、できたら、内堤防は何とか無償でもらえないのか。やはり交渉する機会があったと思う んですけれども、あなた職員時代です。

議長(田原 親君) 中島君、これ質疑、それとも……。

議員(23番 中島 英夫君) 関連だったから言うんです。三百数十万円の用地買収費が計上された部分が、国有地のあの部分が含まれとるんじゃないか。議長も当時、もう古い議員ですか

ら知っとると思うんですけれども。

それは、できたら いつも上京されよるわけですから、できたら無償とか、安い金額であの ことをもらうように努力してもらいたいと思うんですが。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 旧堤防の関係でございます。これは県の管理施設でございまして、県の方も2次災害の予防にはこの堤防は必要だということで、本来なら道路をつけるときにあそこにしきりを いつでもふたをできるようにという要望があってるけど実際はやってないんですけれども。こういう形の中で堤防はあくまでも県の方が堤防として交付税、まだ、対象もらっておると多分思うんです。そういう形の中で堤防を譲渡を受けるという形にはなり得ない、あとは占用させていただくというようなことで。

当時、直線的な道路ができなかった。用地の購入が非常に難しいところがあったというようなことで直線的な道路整備ができなかったということで、これを何とか直線的な道路にして、堤防を再度占用させていただこうと、このような考え方で。管理は土木事務所の方がやっておりますので、これは国土交通省の管轄の堤防でございますので。そういうことで払い下げとか何とか、それはちょっと無理だということで御理解願いたいと思います。

議長(田原 親君) 山中議員。

議員(3番 山中 正治君) 41ページの10款2項1目の学校管理費の15節のアスベスト対策工事が142万4,000円計上されていますが、私、合併前の17年の第3回の定例会で一般質問で教育長に公共施設の実態調査の質問をしたわけですが、そのときに教育長は案全宣言をされていますね。もう終わりましたということで。それで今回、142万4,000円がなぜ計上されたのか、説明してほしいんですが。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これは予算査定のときに、一応査定しましたけど、築城のB&G体育館のところ、体育館が今、使用禁止になっていると、アスベストがあると。これを除かなければ 除いて体育館を使うというようなことにしなければならないということで計上させて、築城の分です。

議長(田原 親君) はい。

議員(3番 山中 正治君) 椎田小学校じゃないんですか。椎小で上がっていますよ。 41ページ。

議長(田原 親君) はい。

学校教育課長(中村 一治君) 学校教育課長の中村です。お答えいたします。

これは議員も言われているとおり椎田小学校の石綿の除去の工事でございます。合併する前に

椎田小学校の倉庫の一部に石綿が残っとったということで、その除去費でございます。

議長(田原 親君) 山中議員。

議員(3番 山中 正治君) これは除去じゃないわけですか。対策工事だから、中に閉じ込めるとか、そういうような内容の工事ですか。

議長(田原 親君) はい。

学校教育課長(中村 一治君) 石綿を取り除いて新たに塗りかえるという作業でございます。 これは防衛庁の補助をもらいまして 幾らかもらいましたので、それであわせて行いたいと、 そう思っています。

議長(田原 親君) 山中議員。

議員(3番 山中 正治君) 教育長、なぜ、17年度の9月に調査が終わって安全ですよと宣言されているわけですよね。そのときは調査が不十分ということではないんですか。今やるということは。なぜ……、いや、そのとき、私初めてアスベストの質問したわけですよね。そのとき、まだ一般社会もなかなか社会問題になってなくて、それから急遽、バタバタ、クボタの工場なんかも半径何キロ以内やったら、何百メーターやったら死んだ人まで補償していますね。非常に政府も取り上げて、社会問題になっています。そいけ、なぜ、そのときに、まだあるならあると。いや、しかし、まだそんなに危なくないというような説明がほしかったわけです。急遽、今回初めて椎田小学校は上げているでしょうが。その点、説明してください。

議長(田原 親君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 山中議員さん御指摘のとおり、椎田小学校に安全宣言でもう椎田はアスベスト除去完全に終わったという私は報告を受けておりました。その後、椎田小学校から実は3階のところに小さい倉庫があって、日ごろ使わない。もうかぎをかけて人の出入りするようなところじゃないんですけれども。そこにどうも一部アスベストが残っているようだというような報告がありまして、調べた結果、それはアスベストであるということで、そこの除去工事がまだ、残っていたということで、完全には、まだ、終わっていなかったということだと思います。そういうことになります。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) 合併特例債の分の14ページで、総務債で合併特例債5億7,000万円、これを使って基金をつくるという形で提案をされておりますが、特例債を基金にできるという法的な根拠を示してもらいたいことと、その基金の5億7,000万という数字がどこから出てきたのか、その算定の根拠を示してください。

また、今の時期にこういう基金を設立する必要があるのかどうか、提案理由にもかかわることですので、町長の考えを聞かせてください。

議長(田原 親君) 財政課長。

財政課長(田原基代孝君) 財政の田原です。特例債の基金積み立てに関しましては、合併にかかわる財政支援措置ということで、これ認められております。10カ年で最高 合併市町村の人数によりますけれども、計算式でいきますと築上町は1.5割増しで12億まで積み立ててよるしいですよということになっております。

合併のときにもありましたけれども、市町村建設計画で本年度から3カ年で12億を積み立てるように計画をしております。それのことしが最初の年度でございまして、ことしが6億の積み立てということでございます。

以上でございます。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) この基金、なぜ今の時期につくる必要性があるのかというところを町長に。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これは基本的なことでございますけれども、特例債ということで一部将来の財政を運用するために積み立てをするということで、先ほど財政課長から標準的な金額がございましたが、これをやはり積み立てをしながら10年後以降の財源ということで積み立てる。これがやはり弾力的な運用だろうと思いますし、借って積み立てなければ、これは特例債の利用にはならないし、これをやはり今すぐ、この特例債ですべて何もかにも事業をやるというわけではなく、財政的に積み立てておった方が非常に後世のために役立つというような考え方から12億の積立金は必ずしようという、これは合併協議のときの協議でございますし、これを忠実に実行していこうということで、一応今回半額を積み立てさせていただいております。

以上です。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) するとこれから10年間は積み立てたままで取り崩す必要性は認めず、10年後に事業を考えると。じゃあ、10年後の事業はどのようなものを今から想定しているのか、お尋ねします。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これは事業でなくて、10年後に一般財源という考え方で使っていいというふうなことになろうかと思いますので、必ずしも事業じゃなくて、財政調整基金的な形でずっと積み立てる可能性もあるし、何かやろうということで、10年後の首長さんが非常に築上町のために何かしたいということがあれば、それを使っていただこうという形で積み立てるわけでございますし、今から目的を持って積み立てるものでもございません。

以上です。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) もう一点だけ。では、この10年間取り崩すことができないというのではなくて、取り崩すことも町長の 執行者の考えによって、取り崩すことも可能だということですね。その点、ちょっと確認しておきます。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本的には取り崩さないという形になりますけれども、取り崩す場合は 国と協議をしていかなければ、多分取り崩せないという形になろうと思います。

基本的には、10年以後しか取り崩さないという基本方針を持って私はやるべきだろうと考えております。

議長(田原 親君) いいですか。ほかに。小林議員。

議員(9番 小林 和政君) 今の関連で一つお尋ねしますが、財政再建を目的に合併にかかったんである。その段階でこれを 今の段階で合併特例債を借り入れて、それをそのまま積み立てに置いておく。これが現在の財政状況に与える影響についてお尋ねしたい。

通常で考えると、借り入れする、積み立てておく、利息の負担等に関してはかなり負担が出て くるような危険を感じておるわけですが、現時点での財政状態に対する影響は全くないとお考え ですか。その点だけ確認しておきたいと思います。

議長(田原 親君) 財政課長。

財政課長(田原基代孝君) 6億の積み立ての内訳でございますが、5億7,000万が特例債を使います。3,000万につきましては県の特例交付金を充てます。ですから、5億7,000万に対して70%の交付税措置がございます。これは積み立てた翌年度がら元利均等の償還、10年間で償還するとなります。ですから、当初から普通の起債の借り入れとあわせまして財政計画を立てておりますので、全くないという明言はできませんけれども、ほぼ、起債制限比率の範囲内で推移できるというふうに思っています。

議長(田原 親君) 小林議員。

議員(9番 小林 和政君) 私がお尋ねしておるのは、その範囲にある法律に許されておるというようなことをお尋ねしておるわけじゃないわけです。金利負担だけ 具体的に申し上げます。いいですか。借りた方の金利が幾らで、預けておる方の金利が幾らか。住民にわかるようにはっきり明言してください。それだけでいいですよ。

議長(田原 親君) 財政課長。

財政課長(田原基代孝君) 金利は2%前後だというふうに考えております。 それでよろしいですか。 議長(田原 親君) いや、だから、借り入れの金利は何ぼか。積み立ての金利は何ぼか。差額。

財政課長(田原基代孝君) これは、10年間で積み立てればいいということになっておりますけれども、最初の年度の方が有利であろうということで、これは事業に使う特例債と基金に積み立てる特例債は枠が違いまして、基金に積み立てなければ、もうその部分についての特例債は使えないということで、将来の財政的な基盤を安定させるためには、ぜひ今の段階から積み立てをするのが必要じゃないかというふうに思っています。

議長(田原 親君) はい。

議員(9番 小林 和政君) これは3回目になりますが、2回目と勘定してもわらな困ります。 今、答弁になっておりませんので、よろしいですか。(発言する者あり)私がお尋ねしている答 弁になっていないわけですよ。

要するに現在の財政状態にどれだけ影響あるかを確認したいわけです。今の。その特例債を利用して積み立てすることが。将来のためにとって……、これは非常によくわかりますよ。合併自体が極めて財政状態が危険な状態にあるからっていうことで、これは一般質問でも申し上げますが、極端な形での合併に入ったわけです。現在の財政状態が非常に厳しい状況であるということはすべての方は御存じのとおりなんです。それをこのように合併特例債を借り入れする。そして、積み立てておいておく。10年後のために。それは見事にすばらしいことだと私も考えます。

しかし、それが現在の厳しい財政状態にどの程度の影響があるものか。将来の可能性のために 今の危険性がどの程度発生するものかをお尋ねしたいために、両方の金利差が発生してメリット が生じるかどうかを確認したいだけなんですよ。それの点についてだけ答えてください。

議長(田原 親君) わからんか。今の状態でわからんならわからんでいい。はい。

財政課長(田原基代孝君) 金利差まではちょっと検討はしておりませんでしたけれども、大体 償還の範囲といいますか、償還に対しては心配はしていないということでございます。普通の事 業の中で十分返していけるという......。(発言する者あり)

影響はほとんどないんではなかろうかと思っています。

議長(田原 親君) 小林議員。

議員(9番 小林 和政君) 最後にお願いします。

お答えはもう要りません。ただ、私が心配して申し上げておるのは、町債への残高が17年末で、私も一般質問で申し上げましたけれども、新町の計画の中では120億ぐらいが標準の数字で残っとったわけですが、平成17年度末の数字が142億まで上がっておるわけです。町債の残高が。ここで20億ぐらい予定より高いわけです。

ということは、新町計画の中で20億ぐらい高い町債の残高の状況で10年間過ごしていかざ

るを得ないような姿になっておると、私は思っておるわけです。それを今、こういう形で起こった。さらに上乗せができる。これで、今、財政再建をやらなければならないための合併をやった。結果としてこのような姿を出しておるのが正しい姿か。これを申し上げたくて言ったわけでございますので答弁要りません。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 今、小林議員は何かものをつくったときと同じ感覚で私は質問されたと思うんです。この金は現金をちゃんと残してするという形になれば、この特例債の利用は私はすべきであろうし、そうしないとこの特例債を借りなければ、もう事業をやらないという形になるんです。だから、それを不要不急のものはつくらないために、この範囲内の特例債借りれば、私は非常に有利となります。実際、今、県の補助金もついていますし、両方あわせれば積み立てる部分はほとんど町費は積み立てないでいいわけなんです。一般財源。町民の皆さんからいただいた税金を加えないで、積み立てられる。

あと、金利についてはこれを返すときに、3割 7割の交付税が来ます。だから、3割借りた金と同じ形になるんです。現金はそのまま、例えば6億残っていくという形になるわけです。 そしたらどっちが得かというのは必然的に私は借った方が得だというふうになろうかと思います。 どうですか、そこのところは。

議員(9番 小林 和政君) 発言。今、お尋ねいただきましたから発言してよろしいでしょうか。

議長(田原 親君) はい。いいよ。

議員(9番 小林 和政君) じゃ、少しだけ言わせていただきますが。

私がお尋ねしたいのは、今、厳しい財政状況であるということを町長は認識されておった上でこれをやるんであるかということを言いたい。今の時点で、少しでも負担を少なくしたい。もっと申し上げますと、この築城と椎田の合併につきましては、極めて極端な例で進んだわけですよ。日本一のスピードでしょうよ、恐らく。歴史にも残るかもわからない。これだけ財政状態に対して厳しいんだという認識のもとで私は合併が実現したんだという認識でおったわけです。あくまでも財政のために合併が進められたというふうに考えておった。だから、それだけ厳しい状況であろうという認識のもとでお尋ねしておるわけです。

その中で、これが、今現在 10年先はいいですが、今現在にどれだけの影響があるかわからないから、いい、悪いを申し上げておるわけじゃないんですよ。現在の財政状態にどの程度の影響が出てくるか。金利負担をおっしゃっていただきさえすれば、中身はああそうかい、すぐわかるわけです。それがお答えできないまんまくるから、その総額の数字の足し算、引き算だけをやって、付随する金利負担あるいは10年間にどれだけの金利が発生するんだというような影響

を考えないでこういうことをやってもろうたら困る状況にあるんじゃないですかということ 今の財政状態が、それを申し上げたくて影響をお尋ねしたんが、まともな答弁をいただけない。だから、私はこういう質問を長々して、皆さんから嫌がれたわけですが。わけですが。

だから、別に悪いとか何とか申し上げておるわけじゃないということだけは御理解いただきたいんです。

議長(田原 親君) 今の状況で金利の説明できるか。(発言する者あり)今の段階では計算 してないから説明できんらしい。後でいいですか。

ほかにございませんか。西畑議員。

議員(8番 西畑イツミ君) 先ほど山中議員がアスベスト工事のことについて言われておりましたが、48ページの体育施設、これは築城のB&Gの関係だと思うんですけど、築城の方はアスベストが完全に除去されていたかどうかというのがちょっとわかりませんでしたけど、やはりこういうアスベスト除去が残っているということは、もう一度実態調査をやり直して、本当に全施設がアスベストがなくなっているということを必要があると思うんですけど、教育長は調査する考えがあるかどうか、お尋ねします。

議長(田原 親君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 先ほど御指摘された 山中議員さんから。実際あったわけですから、今そういう質問なさいますと、これはやっぱりやる必要があるなあというように思っております。 議長(田原 親君) いいですか。西畑議員。

議員(8番 西畑イツミ君) 再調査をやるというんですけど、早急にやらないと意味がないと 思うんです。それで時期はどのくらいの時期でされるかということをちょっとお尋ねいたします。 議長(田原 親君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) できるだけ短い期間で……ということしか、私はちょっと今、答弁できませんけれども。それで御容赦いただきたいと思います。

議長(田原 親君) いいですか。ほかにございませんか。川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) 1件だけお尋ねします。歳出の16ページ、6目企画費13節 委託料1,661万4,000円、バスの代行委託料ですが、多分これ単年度だけの計上だと思いますが、この1,600万という数字はどのような基礎からきたんでしょうか。それをまず、お尋ねします。

議長(田原 親君) 企画課長。

企画課長(加来 篤君) 企画課の加来です。お答えします。

3台の10人乗りのジャンボタクシーを3台、太陽交通で借りまして お手元にとちょっと 配付していますこの資料に配付しています路線を走らせるために一応、太陽交通から見積もりを 取った金額でございます。

議長(田原 親君) 川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) 太陽交通から見積もりを取ったということですが、これはいうなれば委託料ですから、どこかと比較をやはりしなきゃならないんですが、お願いしたらこの数字が来たからそのまましているというだけですか。

議長(田原 親君) 企画課長。

企画課長(加来 篤君) 予算要求時点では1社しか取っておりません。

議長(田原 親君) 川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) 予算要求という形で1社だけ一応とりあえず予算書に載せるために太陽交通にお願いして見積もってもらったというだけですよね。そうすると金額的にこれ予算通りまして、今後、煮詰めに入っていくときには数社からそういう見積もりを取る予定ですか。(発言する者あり)

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本的には地場では太陽交通しかございませんが、西鉄が行橋営業所がございますので、一応、仕様書をつくって西鉄にも取る必要があろうかと思います。そうすれば幾らかのどういう金額になるかと。あと営業施設という形になれば、豊前の方が これも全部太陽交通の範疇に全部なっておってしまっておるんじゃないかなと思うんです。豊前のタクシー、行橋もほとんど太陽交通の系列化をされてしまっていますよね。3社あるか……一応、そういう関連のところ等はこれは取る必要は私はあろうかと思います。そうしないと、高いか安いかわからないから。そういうことで御了解……。(発言する者あり)

議長(田原 親君) ほかにございませんか。工藤議員。

議員(2番 工藤 久司君) 関連で。今の川端議員からの質問の町内巡回バスの件ですが、こうやって一応資料をいただいております。川端議員、大体質問したんですが、議会で承認されて、いつぐらいからの運行で、この 予算を決めていると思うんで、いつぐらいから運行するのか。それともう一点、バス乗るときに、今、豊前の自動車学校のバスは月に幾らかという形で取っていると思うんです。そのお金を取るのか取らないのか。どこまで計画しているのかをお聞きしたいと思います。

議長(田原 親君) 企画課長。

企画課長(加来 篤君) 一応議会を通していただいた後、町長が言いましたように仕様書をつくり……(発言する者あり)お金は一応は取る予定にしております。100円程度を考えております。

それから、バスは一応9月以降ぐらいに試験的に走らせてみらんと、実際のところこうやって

一応コースはつくっていますけど、一応プロの方に実際、仕様つくって走ってもらってから最終的には決定という形になると思います。

議長(田原 親君) 工藤議員。

議員(2番 工藤 久司君) 今の課長の答弁ですと、一応これは試験的につくったものだというような形なんですか。とすると、当然運行していくときに、いろんな時間的なものとか、町民からの要望とかが出てくると思うんですが、そうなるとまたいろいろ金額の云々とかというのは変わってくるんじゃないかなと思うんですが、例えば、もうこれでずっと通してこの路線で行くのかなのか、少し町民の要望があれば路線の変更はあるのか。その辺あたりの考えはどうなのか、お聞きしたいと思います。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これはちょっと課長に答えさせるのはどうかと思うんで私が。

一応、基本的に今の分でやってみて、いろんな意見が出てくれば、またそれは改正をしていくという形は私はやぶさかではないと思います。しかし、ほとんど乗らないというか、そこのところ非常に難しい問題がありますので。だけれども、現状よりは相当皆さん自由になってくるというように思われますので、当分の間は今の計画で何とかやっていき、また、そういういろんな意見があれば、酌み取りをやりながら、また、改正もしていく必要もあろうかと考えてますので、そこで御理解いただきたいと思います。

議長(田原 親君) 田村議員。

議員(13番 田村 兼光君) ()でしょ。そうすと、寒田とか田舎の方の人も今言うた 100円でいいのか。

議長(田原 親君) それははっきり。課長。

企画課長(加来 篤君) お答えします。

築城の地区で既存のバス路線ということで資料の2枚目にあると思います。寒田線、上寒田から築城駅、それから豊津の方に行っている 築城駅から豊津の方に行っている分。これは従来 どおりの路線ですので、従来どおりの料金でお願いするようにしております。

それから、旧椎田の方で豊前自動車学校の送迎用のバスの利用は現行のまま、これは保険料だけもらっているということです。料金としてはもらっておりません。

以上です。

議長(田原 親君) ほかにございませんか。塩田議員。

議員(1番 塩田 文男君) 1点お尋ねしたいと思います。

先ほどのアスベストの件で48ページだったですか、その件でちょっと関連なんですが、お尋ねをしたいんですが。その前に先ほど言われていた、これは答弁要りませんけれども、バスの運

行の関係で、先ほど町長が太陽交通さんがこの辺下々をほとんど網羅しているようなことを言われましたが、タクシー協会の組織図から行くと、この辺残念ながら京都郡から中津、吉富までのタクシー会社については横一列でありまして、1社1社別々です。ですから、ちゃんとそういった形でできる会社、地場という感覚じゃなくてやっぱり安い見積もりを取っていくことを考えていただきたいなと思います。

それから、48ページのアスベストの件ですが、海洋センター、これ恐らくB&Gと言われるところではないかと思いますが、このアスベスト除去のために2,300万ですか、除去という形でなっています。聞くところによると屋根の鉄骨のアスベストを除去をするんじゃないかなと思うんですが、今のところ屋根がかなりはげているということも、前回、文教で()のときに聞いたわけですが。このアスベスト、いわゆる耐火被覆について、除去した後の計画がやっぱり大事じゃないかと思います。さびどめを塗ったぐらいでは、また、さびてしまうんじゃないかなと思いますが、その辺。その後の 除去後の対策もちゃんと検討には入っているのかなと思い、その辺だけお尋ねします。

議長(田原 親君) 学校教育課長。

学校教育課長(中村 一治君) お答えします。

今言われるように除去後のことについては、入っておりません。

議長(田原 親君) 塩田議員。

議員(1番 塩田 文男君) それでは場所を聞いていないので、これは屋根のところの分ですか。

学校教育課長(中村 一治君) 結局は裏側っていうんですか、屋根の反対側になりますが内側の屋根の部分にはりつけとるということでございます。

議長(田原 親君) 塩田議員。

議員(1番 塩田 文男君) それでは除去だけなので、町長にお尋ねします。やはり屋根もかなり飛んでいるという話を聞いております。その辺も含めて対策というか、屋根をつけられた方がいいんじゃないかと思いますけれども、その辺も検討の方、お願いします。

議長(田原 親君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員 会に付託します。

日程第2.議案第98号

議長(田原 親君) 日程第2、議案第98号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) この補正額の1億3,850万円余りというのは、新たな国保税の負担を求める、いわゆる増税分になるというように思いますけれども、この補正額を算定するに当たってどのようにしてこの補正額を算出したのか。その根拠を示していただきたいと思います。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはこれは過去の 昨年の医療給付、これをもとに国庫負担金、それから県の補助金、そしてあとは被保険者の負担金、税という形でこれは計算をして、非常にこれは被保険者の増税といいますか、これは国庫負担もふえます、そして県もふえますが、被保険者の税も非常にふえるということで、これはもう何回も冒頭のごあいさつでもいたしましたけど、国民健康保険税、非常に危機的な状況でございます。合併前もすでに築城町におきましては1億の累積赤字を抱えておりましたし、椎田も一昨、昨年までは1億の赤字を抱えておりました。それを段階的に解消しようということで、毎年税のいわゆる改正を行いながら、四、五千万までの赤字に年々下げてきたわけでございます。

そういう形の中で、合併前のものはすべてもう御破算にしようというようなことで、今回、繰り上げ充用を行っております、これも決算時にはこれを一般会計から負担しながら17年度で一たん国保会計はゼロの会計にする。そして、18年度から新たな国民健康保険の会計と。しかし、税金の課税については3カ年間は不均一課税でいきますよというようなことで、築城町の分は築城町の給付によって課税をする、椎田町の分については椎田町の給付と、そういう考え方で課税をしていく。

しかし、このギャップも相当数ございます。これを3カ年で均等化しながら同じ4年目には同じ課税にもっていかなければいけないという合併の協議事項がございますので.....。

しかし、これを最初から赤字の覚悟の特別会計であってはならないだろうということで、現実 的にいるものだけの課税をしていこうということで、このような予算となったわけでございます。 以上です。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) 会計の推移につきましてはわかりますけれども、それを町民が払えるかどうかという点での検討をしたかどうかということが、大事であると思いますが、この間の税の徴収率の推移と、それからこの間の町民の所得、一体伸びているのかどうか。税収そのものが伸びているかどうか。こういう点はどのように判断して、また、これをするときに根拠に

したかどうか。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) この国保の 先ほど申した築城町と椎田町のギャップ、これも徴収率 もひとつ要因がございます。築城においては約88から89ぐらいの徴収率、現年の徴収率でございます。椎田は91から92というぐらいの徴収率でございますし、これによって国からの補助金も93%徴収しないと減額措置がございます。こういう形の中で本来なら93%を超えれば、非常にうまい運営でございますけれども、なかなか徴収率が向上しない。

そして、先ほど所得の質問もございましたが、所得はほとんど昨年、一昨年と変わりないような所得状況ではなかろうかなと考えておるところでございます。さりとて医療費が高騰すれば、 当然税は上げなければいけない。

これはやはり国民健康保険の会計の独立採算というひとつの考え方から、人件費だけは一般会計からこれは充てているわけでございますけれども、医療給付費は原則として一般会計から充てないという原則がございますし、これを合併によって超法規的に一般会計から赤字分だけ補てんしようということで、そういう形の中でやはり最初の出発をぴしっとやっていかなければという考え方から、あと徴収努力をこれ当然やっていかなければいけないし、過去の滞納分についてはこれは分割納入、しかし、現年については必ず納付をしていただくというふうな形で。

これも今まで築城の方では収納対策課というものを設けておりましたけれども、やはりすべての収納はそれぞれの担当課で行った方が率は上がるという観点から、この組織を一応廃止して、それぞれの担当課の方に持っていったと、そういう状況もございますし、今後は徴収率を上げるように頑張っていく。

そしてまた、受診率を下げるようにということで、本当に医者に行かなければならない人はどんどん行ってもらうし、しかし、医者に行かないで保健婦等々のケアで済めば、その分は非常に充実するために今回、保健婦と管理栄養士の募集をいたして、こまめに疾病にかかった皆さんの家を訪問しながら、相談にのっていこうというようなことで、このような制度を一応新たな健康まちづくりというひとつの考え方で。本来なら総合計画の中で審議するべきですけれども、緊急異常事態というような考え方で、今回急遽、この専門職の募集に至ったと、そういうものを御理解願いたい。

以上です。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) あとで国保の税条例も提案されておりますので、そこでもう一度質問をしたいと思いますが、今、町長言われた中で所得の伸びも見当たらないということですから、これらの算定をしているときには町民自身が今支払える状況にあるかどうか。会計の赤字

かどうかという点だけでなく、その原因となっているところの町民自身の懐ぐあいと所得の状況、 置かれている生活の困窮状態、こういうところがしっかり調査されていないと行政側からすれば、 これは税の負担を何としても赤字を防ぐために、もう、状況がどうであれ絞り取っていくと、こ ういうふうな態度にもとられます。

ですから、そういうことがないように、これ町民自身のいま一度、その所得の状況についてしっかり担当課でも把握をしていただいて、果たしてこれが支払える状況にあるのかどうか。そういう検討をいま一度していただきたいと思います。

議長(田原 親君) 答弁いいですか。町長。

町長(新川 久三君) 支払える、支払えないという検討よりも、やはりこれは保険税という形であれば、必ず私は払ってもらわなければいけない、やはり私は町民の義務だろうと思います。 払えない状態であれば、これはこれでそれなりの措置がございます。しかし、これを家計の中で何とか、保険税という形の中でやはり充てていただくような計画も立てていただかなければいけないだろうと思いますし、もしこれが民間保険であれば、即座に解約という形になりましょうけど、今のこの国民健康保険、国民皆保険という中で、やはり義務と権利、これをしっかり皆さん方で守っていくような行政を私は進めていかなければという覚悟でございますので、そこのところは私務課の方で対応してまいりたいと考えております。

議長(田原 親君) いいですか。

議員(20番 辻上 浩君) あと税条例のところで質問します。

議長(田原 親君) 川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) 国保はほとんど給付関係で 保険給付、いわゆる支払関係がほとんどで、前年度繰り上げ充用しておるわけですが、いわばもう、会計上では潰れているわけですよ。それでこういう形で補正をしていくわけですが、先ほど町長からいろいろお話が出ている中で、合併前の分については一応本年度18年度からゼロスタート、いわゆる会計上でゼロから出発していく。したがって、合併前の両方の町の税金の納めてない方を、この方たちを今後どのようにしていくのか。いわゆる徴収を上げていくと先ほどから言っていますので、当然そういう形になると思いますが、大体何年計画ぐらいで、どのような形でその分を徴収していくのか。非常に大事なことだと思いますので、お尋ねしておきます。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) この滞納者については、みやこ町のような形にはこれはしたくありません。やはりこれは義務でございますし、納税の義務ということで、これは過去の滞納分については、やはり支払えてもらえる形で分納でという形でいいと思います。

とにかく現年分を、93%を超えるような形を、これは税務の徴収係の方に私は命じて、現年分は必ず93%。そして過年度滞納分については分割納入で、これはもう3年計画、4年計画でもいいというようなことで、必ず分割でゼロになるような形の約束をして、無理にならないような形でも私はいいと思います。そうすれば、ずっと分割で払っていただければ、時効は成立しないし、これが時効を成立させたら何もならないというようなことで、時効が来ないような形で、分割納入を必ず納税者と約束してもらうと、こういう政策をとってもらいたい。

以上です。

議長(田原 親君) 川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) 趣旨はわかりました。

それで、資料請求ということでお願いしたいんですが、総務委員会があるまでで結構ですけど、件数、どのくらいあるのか。それから、金額的にどのくらいあるのか。一番大きい金額でどのくらいぐらいか。一番小さいのでどのくらいぐらいか。総額で幾らぐらいか。その資料を出していただけますか。総務委員会までに。

議長(田原 親君) いいそうです。いいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は厚生常任委員会に付託します。

日程第3.議案第99号

議長(田原 親君) 日程第3、議案第99号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は厚生常任委員会に付託します。

日程第4.議案第100号

議長(田原 親君) 日程第4、議案第100号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は厚生常任委員会に付託します。

日程第5.議案第101号

議長(田原 親君) 日程第5、議案第101号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計補 正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。宮下議員。

議員(14番 宮下 久雄君) 歳出の6ページ。上水道事業特別会計繰出金というのがありますが、これはどういうものか、説明願います。

それと、この簡易水道事業ですが、当初予算で8,000万円弱の繰入金、一般会計からの繰入金を計上しておりまして、事業収入は5,000万強と 5,000万円をわずか超える5,300万か、5,400万、それぐらいの事業収入であると、そういう簡易水道事業であります。現在までこういうことで運営されてきたので、緊急にということは無理とも思いますけれども、将来は上水道事業に統合していく、そういう発想が必要ではないかと思います。完全に繰入金と事業収入、逆転しておりますので、どういう計画を持つか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

議長(田原 親君) 担当課長。

上水道課長(中嶋 澄廣君) 上水道課の中嶋です。ただいま繰出金の関係ですが、一応、その分は水道機械設備損害保険料及び水道賠償責任保険の保険代になっています。この保険が一応 18年5月1日から19年4月30日、これまで簡易水道は日本水道協会に入ってなかったので、加入できませんでした。一応、合併により加入できるようになりまして、1町村1件で加入ということになっていまして、上水道の更新に伴い、上水道が一応簡水の分まで立てかえということでなっていまして、一応財政課と協議しまして繰出金の方で補正を組まさせてもらっています。

それから、繰入金が多いということで、一応単価等の改定をただいま協議中でございます。

以上です。(発言する者あり)

議長(田原 親君) 財政課長。

財政課長(田原基代孝君) 財政です。繰入金でございますが、簡易水道の基準内の繰り出し 全部で7,900万ありますが、基準内の繰出金がこのうち5,124万8,000円、これは基準内で大体認められているものでございます。

基準外が2,800万ほどございます。この内訳につきましては基準内の中で公債費 要は 起債の償還でございますが、これ2分の1認められておりまして、それの2分の1で賄いきれな い部分を基準外ということで一般会計から補てんをしております。これが2,800万のうちの 2,200万。あと人件費が290万ほどありまして、全部で2,800万ほど基準外で繰り出し ております。

これはいわば簡易水道の事業収入で賄うべきところでございますが、この部分は俗に言う赤字 ということになってこようかと思います。それを一般会計で補てんしております。

議長(田原 親君) 宮下議員。

議員(14番 宮下 久雄君) 私が言っているのは、このままの形で将来行けないだろう。旧 椎田町も簡易水道特別会計持っとったわけです。上水道事業に統合して、企業会計ということで やっているわけですから。このままの形で将来等も行くのか。今はいいんです。それはこういう 形で来ていますので、それを言っているんじゃなくて、将来の水道計画が要るんじゃないかと言っているわけです。

それと、どうなんですか、上水道事業特別会計というのがあるんですか。そういう会計が。水 道協会かなんかの出資金で、その点について、2点お願いします。

議長(田原 親君) 上水道課長。

上水道課長(中嶋 澄廣君) 上水道特別会計というのが今の旧椎田町の企業会計に当たります。 議長(田原 親君) わかる、いいですか。

議員(14番 宮下 久雄君) 企業会計が上水道事業会計に変わったわけですか。

上水道課長(中嶋 澄廣君) いえ、変わってないですけど。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本的なことで、本来、簡易水道と上水道がこの築上町にはございます。旧椎田町は上水道、築城町は簡易水道と。本来ならこれも私は統合して上水道会計にするのが本筋だろうと考えております。しかし、今の段階では、上水道の管と簡易水道の管をつないで上水道会計にできるかちゅう、そこのところいろんな研究が要りますし、当分の間は築城の簡易水道で行かざるを得ないと。将来的には耶馬渓ダム等々の完成、 耶馬渓ではございません、失礼、伊良原ダム。これが平成23、4年ぐらいにたしか完成するというふうなことに今計画ではなっております。そういう形の中でそこからの通水等々も出てくれば、やはりこれは上水道会計で、同じ町民であれば水道料は同じ水道料、そしていろんな恩恵を受けるのも同じ恩恵というような形になれば、当然私は統合して上水道とすべきだろうと、このように考えております。この時期がいつかと言えばちょっとまだ今から検討・研究も要ると思うんです。その分については答弁御容赦願いたいと思います。

以上です。

議長(田原 親君) ほかにございませんか。

議員(14番 宮下 久雄君) もう一つ、この繰り出し金。

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

議員(14番 宮下 久雄君) これ会計あるんですかね、繰り出し金の会計が。2点聞いておるんです。(発言する者あり)特別会計、上水道事業特別会計という会計があるんですか。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) それは水道会計の過ちでございますので訂正します。(「誤りですか。はい、わかりました」と呼ぶ者あり)はい。

議長(田原 親君) いいですか。(「いいです。誤りちゅうことなら」と呼ぶ者あり)これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています101号については、厚生常任委員会に付託します。

日程第6.議案第102号

議長(田原 親君) 日程第6、議案第102号築上町まちづくり振興基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) これは特例債を使った基金の具体的な条例になりますが、第3条で、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないというのと、その後に、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとありますが、この第3条に該当する具体的なことはどういうことを想定しているのか。また、それを現金をそれにかえるということについてはどのような過程、決裁を得て決定されるのか。現在ではどういうものを想定して、また町長はどんなものにかえようとしているかという具体的なものを持たれているのか、そしてそれが公開されるのか、監査の対象になるのか等、これらの具体的なことについてお答えください。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これは、基金の管理という形になれば、これは収入役の範疇になります。 しかし収入役がこういうふうにしたいという相談はあります。今のところ有価証券とかそういう ものに今までの基金は両町ともかえたことはないと思います。ほとんど定期預金で、このいろん な基金ございますが、定期預金でそれぞれ金融機関に見積もりをとって、高い金利のところに定 期預金をしておるというのが現実だろうと、このように考えております。もしあと、収入役の方 から何かあれば収入役の方から答えてください。

議長(田原 親君) 収入役。

収入役(岡部 和徳君) ただいま町長が答弁したように、基本的には築上町も大口の定期預金と、短期の大口の定期預金という形での管理が主ということで、有価証券等によるというのは一 応条文では出ておりますけど、現実的にはないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

議長(田原 親君) 辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) 条文にある以上、これはかえることができるとあるんですから、 収入役の決裁ではかえることができるというふうに判断したとすれば、それは公開されるもので あるのか、また監査の対象になるのかどうかお尋ねいたします。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 当然、町のことでございますので公開もしますし監査の、これは基金は 監査の対象になります、すべて。そういうことで御理解願いたいと思います。

議長(田原 親君) いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は、総務常任委員会に付託します。

.

日程第7.議案第103号

議長(田原 親君) 日程第7、議案第103号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第103号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第8.議案第104号

議長(田原 親君) 日程第8、議案第104号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第104号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第9.議案第105号

議長(田原 親君) 日程第9、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。 これより質疑を行います。質疑の方、辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) 先ほども質問いたしましたけど、それからさらにここに具体的な数字が出てまいりましたので質問いたします。

これによって築城地区それから椎田地区、それぞれ国保の加入世帯もわかっていると思いますので、試算をしてみたときに一世帯当たりどれだけの増税になるのか、築城地区で幾らか椎田地区で幾らになるのか、その平均的な数値を示してください。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本的にはこれ1世帯平均でございますけど、これは介護保険の保険料も一緒でございますけど、椎田で約3万円の前年の平均、税が1世帯当たり平均よりも上がります。それから築城においては平均1世帯当たり保険税と介護保険料ともで大体半々ずつぐらいと思いますけれども、6万円上がる相当でございます。

議長(田原 親君) ほかに、いいですか。辻上議員。

議員(20番 辻上 浩君) これは相当な今の状況で負担増になると思います。先ほど町長 も、この間の所得の伸びはほとんど見られない。その一方で、資格証明書の発行とか短期の方、 それぞれふえてくる現状もございます。こういう中で、これらの措置をとっていくということに、 これは町民にとって大きな負担を強いることになりますけれども、町民がこれが払えるというふうな根拠をあなたはどこに求めるのか、それをもう一度聞きたいと思います。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) これは保険でございますんで、必ずやっぱり払ってもらわなければいけないと。だからあと、給付を減らす努力は町はやらなければいけないし、また、被保険者の方々もそれぞれ受診を必要最小限に抑えていただくという形のものをやっぱり考慮して。特にやはり受診という形の中で、健康対策を重点的にやっていかなければいけないというふうなことで、この健康対策費については、これは社会保険の方も国民健康保険の方も一緒に享受できるということで、町費の方で充実させていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長(田原 親君) いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。 西畑議員。見えんじゃった。

議員(8番 西畑イツミ君) 済みません。ちょっと、審議会の答申に基づいてこれが決められたと思うんですけど、審議会というのはどういう内容かちょっとお聞きしたいんですけど。

(「もう終わっちょる」と呼ぶ者あり)

議長(田原 親君) そりゃそうじゃけどね。

町長(新川 久三君) 審議会は私はちょっと身内の不幸で出ておりませんで課長の方から答弁 させます。

議長(田原 親君) 住民課長。

住民課長(遠久 隆生君) 住民課長の遠久です。西畑議員さん、内容というのは、委員さんの 内容でしょうか。審議内容ですか。

議長(田原 親君) 西畑議員、答弁しよるけ聞いてください。(「委員の構成かて」と呼ぶ者あり)

議員(8番 西畑イツミ君) いいえ、審議内容。

住民課長(遠久 隆生君) 審議内容は、先月の末に運営審議会を開いていただきまして.....。 (発言する者あり)

議員(8番 西畑イツミ君) 済みません。全協でわかると思いましたので。これは所管の委員会で聞きたいと思います。

議長(田原 親君) はい、わかった。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第105号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第10.議案第106号

議長(田原 親君) 日程第10、議案第106号築上町農業公園条例の全部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第106号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第11.議案第107号

議長(田原 親君) 日程第11、議案第107号築上町森林とのふれあい施設条例の全部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第107号は、産業建設常任委員会に付託します。

.

日程第12.議案第108号

議長(田原 親君) 日程第12、議案第108号築上町商工業研修センター条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第108号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13.議案第109号

議長(田原 親君) 日程第13、議案第109号築上町集落センター条例の全部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第109号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第14.議案第110号

議長(田原 親君) 日程第14、議案第110号築上町学習等供用施設条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第110号は、文教常任委員会に付託します。

日程第15.議案第111号

議長(田原 親君) 日程第15、議案第111号築上町集会所条例の制定についてを議題と します。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第111号は、文教常任委員会に付託します。

•

日程第16.議案第112号

議長(田原 親君) 日程第16、議案第112号築上町文化会館(コマーレ)条例の全部を 改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第112号は、文教常任委員会に付託します。

日程第17.議案第113号

議長(田原 親君) 日程第17、議案第113号築上町社会福祉センター条例の全部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第113号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第18.議案第114号

議長(田原 親君) 日程第18、議案第114号築上町地区集会所条例の制定についてを議 題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第114号は、文教常任委員会に付託します。

日程第19.議案第115号

議長(田原 親君) 日程第19、議案第115号築上町FM放送施設条例の全部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第115号は、総務常任委員会に付託します。

•

日程第20.議案第116号

議長(田原 親君) 日程第20、議案第116号築上町椎田学習等供用施設条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第116号は、文教常任委員会に付託します。

日程第21.議案第117号

議長(田原 親君) 日程第21、議案第117号築上町教育集会所条例の制定についてを議 題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第117号は、文教常任委員会に付託します。

日程第22.議案第118号

議長(田原 親君) 日程第22、議案第118号築上町パークゴルフ場条例の制定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。川端議員。

議員(25番 川端 政廣君) このパークゴルフ場の条例ということですが、条例の中で第5条に使用時間が書いてあるわけですが、午前9時から午後5時までというように書いておりますが、これはまず1つは規則かなんか、これは条例ですが規則かなにかつくるかどうかが1つ。それで、この時間帯ですが、 規則をつくるかどうかが1つね。それから時間帯で9時から5時ということになっておりますが、実は冬場と夏場というのがやはりあると思うんですこういうところは。したがって、6月今の月ですね、6月から10月ごろまでは日中は非常に長い。逆に11月から4月までは冬場になって日が短くなる。したがってそこの時間を1時間繰り延べるとか1時間縮めるとか、そういう対応はないのかどうか。この2点お尋ねします。

議長(田原 親君) 課長。

生涯学習課長(神崎 一貴君) お答えいたします。まず規則をつくるかどうかちゅうことでございますが、これはつくらせていただきたいと思っております。

それから 2 点目、 9 時から 5 時という時間を設定いたしておりますが、これは川端議員おっしゃるように夏場、冬場それから天気、雨の日それから天気の日とございますので、そこ辺についてはこの条例でこういう形で動かせていただいておって、そこについては規則それから内規等で決めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(田原 親君) いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第118号は、文教常任委員会に付託します。

日程第23.議案第119号

議長(田原 親君) 日程第23、議案第119号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第119号は、文教常任委員会に付託します。

日程第24.議案第120号

議長(田原 親君) 日程第24、議案第120号築上町有機液肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第120号は、厚生常任委員会に付託します。

<u>日程第25</u>.議案第121号

議長(田原 親君) 日程第25、議案第121号築上町火葬場条例の制定についてを議題と します。

これより質疑を行います。質疑の方、吉元議員。

議員(27番 吉元 成一君) 先日、町長にも直接聞いたわけですけれども、第2条の火葬場 に次の職員(嘱託職員)を置くと、火葬場管理人2名、こういうふうになってますが、年齢制限 を設けるものか設けないものかということをちょっと聞きたいんですけど。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 年齢制限ということでございますけれども、非常にこの業務、体力的に 私はできれば一応制限もしないでもいいんではなかろうかなと考えておるところでございます。 議長(田原 親君) 吉元議員。

議員(27番 吉元 成一君) 実を言うと、2人今現実いると思うんですが、1人の方が、もうぼちぼち私はやめにゃいけん年になっちょるというような発言をしたもんですから、体力的にと申しましても、それは80になっても90になっても元気な人は元気と思うんです。じゃけ今、しきりに世間では高齢者の生きがい対策ちゅうことでシルバー人材センターを町も優先的に仕事上げたりしてますけれども、この件に関しては、いろいろ火葬場も古いし悪いんですけど、接客というんですか、対応の仕方も余りよくない。採用したらやっぱり職員の指導をちゃんとしていただきたい。通常はそれは田舎のもんやけ「のうよい」とかいうて言う人もいるかもしれませんが、やっぱり不幸があって悲しみの中で、築上町のために、ほとんど築上町の人が火葬にだびに付されると思いますがこの火葬場では。ほかのところから連れてきてするような立派な火葬場じゃありませんので。そういった意味でやっぱり築上町のために今までいろいろ貢献してこられた方々、思い出のある方の最後の見送りですから、町長も最近身内の方を亡くされて十分に痛感してると思いますが、やっぱりちゃんと皆さん方に失礼のないような指導をしていただくということをお願いしたいと思いますし、やっぱり90になっても、制限しなきゃ100でもいいちゅうことですから、やっぱある一定の制限要ると思います。検討してください。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) はい。早急にというわけにはいかないけど、ある一定年齢という形になれば当然それは必要だろうと思いますけれども、今の現状では皆さん元気にやって。それと教育の問題ですけどこれはもう十分、言葉遣いそれからあすこに来た、服装もちょっと変えようかなという考え方私持ってます。本当はもうびしゃっとした、何かちょっとあの服装ではという考え方もございますんで、今度9月ぐらいに予算計上して、ちゃんとネクタイ締めてやるような服装になればいいがなと、そういうように考えてますんで、先進地等見ながら検討して、そしてあと接客も研修に行ってもらうような形とろうかなと思っております。よろしくお願いします。

議長(田原 親君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第121号は、厚生常任委員会に付託します。

- 89 -

日程第26.議案第122号

議長(田原 親君) 日程第26、議案第122号築上町介護予防拠点施設条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第122号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第27.議案第123号

議長(田原 親君) 日程第27、議案第123号築上町高齢者ボランティア育成施設条例の 制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第123号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第28.議案第124号

議長(田原 親君) 日程第28、議案第124号築上町高齢者・若者活性化センター条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第124号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第29.議案第125号

議長(田原 親君) 日程第29、議案第125号築上町ふるさと公園広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第125号は、産業建設常任委員会に付託します。

- 90 -

日程第30.議案第126号

議長(田原 親君) 日程第30、議案第126号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第126号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第31.議案第127号

議長(田原 親君) 日程第31、議案第127号築上町龍城院キャンプ場条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第127号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第32.議案第128号

議長(田原 親君) 日程第32、議案第128号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第128号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第33.議案第129号

議長(田原 親君) 日程第33、議案第129号築上町農産物加工処理施設及び展示施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第129号は、産業建設常任委員会に付託します。

- 91 -

日程第34.議案第130号

議長(田原 親君) 日程第34、議案第130号築上町椎田駅前駐輪場等条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第130号は、総務常任委員会に付託します。

•

<u>日程第35.議案第131号</u>

議長(田原 親君) 日程第35、議案第131号築上町駐車場条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第131号は、総務常任委員会に付託します。

•

日程第36.議案第132号

議長(田原 親君) 日程第36、議案第132号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第132号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第37.議案第133号

議長(田原 親君) 日程第37、議案第133号築上町漁港管理条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第133号は、産業建設常任委員会に付託します。

•

日程第38.議案第134号

議長(田原 親君) 日程第38、議案第134号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第134号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第39.議案第135号

議長(田原 親君) 日程第39、議案第135号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第135号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第40.議案第136号

議長(田原 親君) 日程第40、議案第136号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第136号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第41.議案第137号

議長(田原 親君) 日程第41、議案第137号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第137号は、産業建設常任委員会に付託します。

- 93 -

日程第42.議案第138号

議長(田原 親君) 日程第42、議案第138号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第138号は、文教常任委員会に付託します。

•

日程第43.議案第139号

議長(田原 親君) 日程第43、議案第139号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第139号は、文教常任委員会に付託します。

お諮りします。今、12時のチャイムが鳴りましたが終わりますか、それとも休憩、(「議事進行」と呼ぶ者あり)いいですか。はい。

•

日程第44.議案第140号

議長(田原 親君) 日程第44、議案第140号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第140号は、文教常任委員会に付託します。

. .

日程第45.議案第141号

議長(田原 親君) 日程第45、議案第141号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第141号は、厚生常任委員会に付託します。

.

日程第46.議案第142号

議長(田原 親君) 日程第46、議案第142号公の施設に係る指定管理者の指定について を議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第142号は、文教常任委員会に付託します。

•

日程第47.議案第143号

議長(田原 親君) 日程第47、議案第143号福岡県市町村災害共済基金組合を組織する 市町村数の増減についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第143号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第48.議案第144号

議長(田原 親君) 日程第48、議案第144号京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第144号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第49.議案第145号

議長(田原 親君) 日程第49、議案第145号豊築地区障害程度区分認定審査会の共同設置についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第145号は、厚生常任委員会に付託します。

.

日程第50.議案第146号

議長(田原 親君) 日程第50、議案第146号福岡県自治振興組合を組織する市町村数の 増減についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第146号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第51.議案第147号

議長(田原 親君) 日程第51、議案第147号福岡県自治会館管理組合を組織する町村数の減少についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第147号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第52.議案第148号

議長(田原 親君) 日程第52、議案第148号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第148号は、総務常任委員会に付託します。

.

日程第53.議案第149号

議長(田原 親君) 日程第53、議案第149号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する 地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第149号は、総務常任委員会に付託します。

. .

日程第54.議案第152号

議長(田原 親君) ここで追加日程を議題とします。

日程第54、議案第152号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(中村 信雄君) 議案第152号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。平成18年6月19日、築上町長新川久三。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 議案第152号は、開会当日もお願いしておりましたが、東九州コミュニティ放送株式会社の役員の登記が完了いたしましたので、本日追加提案をさせていただきまして、指定管理者の指定をするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(田原 親君) これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田原 親君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第152号は、総務常任委員会に付託します。

日程第55.意見書案第5号

議長(田原 親君) 日程第55、意見書案第5号ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書(案)について、事務局の朗読について提案理由の説明を求めます。江本局長。 事務局長(江本偉久雄君) 意見書案第5号ハンセン病療養所の「胎児標本」の取扱に関する意見書(案)、表記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出し

ます。平成18年6月19日、提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、同議会議員辻上浩、 賛成者、同じく同議会議員工藤久司、賛成者、同じく議会議員山中正治。

以上です。

議長(田原 親君) 西畑議員、簡単に説明できますか。西畑議員。

議員(8番 西畑イツミ君) ハンセン病療養所の「胎児標本」の取り扱いに関する意見書で、 ただいま読み上げられましたとおりです。

国は、ハンセン病患者を強制隔離し、完治したもと患者を退所の許可もせず強制収容を続けていました。非科学的な差別、人権侵害を繰り返しております。 2 0 0 1 年、ハンセン病国家賠償

訴訟にもと患者たち原告団は勝利いたしました。しかしなお、ハンセン病患者、もと患者たちは 人間としての名誉と尊厳、人権回復と社会復帰が実現されておりません。

このたび、2005年11月に厚生労働省は各療養所に対して、各施設で胎児標本を火葬・埋葬するようにという通知を行っております。標本として残される場合の基本は遺族の承諾が必要でありますので、このたびの標本焼却に関しては、なおさら当事者である遺族女性の意向が最大限に尊重されなければならないと思っております。この標本に関する検証をきちんと国に行うように、全国一律の胎児標本の焼却・埋葬に強く反対する意見書を提出いたしました。

議員の皆さんにはこの意見書の御理解と賛同をお願いいたしまして、説明を終わります。

議長(田原 親君) はい。御苦労でございます。ただいま議題となっています意見書案第5号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第56.請願第2号

議長(田原 親君) 日程第56、請願第2号出資法の上限金利の引下げ等「出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める 請願書についてを議題とします。

紹介者の白石隆則議員から請願書の説明を求めます。

議員(5番 白石 隆則君) 築上町町議会が国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」以下、出資法と言いますが、及び「貸金業の規制等に関する法律」、以下、貸金業規制法と言います。これを下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択いただきますよう請願を申し上げます。

- 1、出資法第5条の上限金利を利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2、貸金業規制法43条のいわゆるみなし返済規定を撤廃すること。
- 3、出資法における貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。 以上でございます。

請願の趣旨でございますが、小泉首相が改革路線を推し進めております。ある程度の成果をおさめておりますが、その反面、格差を生じております。破産の申し立て件数でございますが、依然として年間に20万件以上ということで高水準にございます。これは消費者金融やクレジットあるいは商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務や零細事業者が主で、リストラ、倒産による失業や収入減、生活苦、低所得などを理由にするいわゆる不況型、生活苦型の自己破産が大半を占めております。

また、貯蓄のない家庭が2割を占めており、年収が200万とか300万とかいわゆる低所得者があったり、多くの人がパート労働者、契約労働者等です。収入の安定が確保できておりませ

ん。そういった中で、突発的な需要が資金需要あるいは病気、けが等により、働き手に何かがあれば借金をせざるを得ないという状況でございます。

しかしながら、経済的な余裕はございませんで、借金を返すためにまた借金をする、いわゆる 多重債務に陥るわけでございます。この多重債務、経済的理由によって自殺者が8,900名以 上にも上り、いろんな犯罪等も起こす原因になっております。

それに引きかえ、我が国の公定歩合というのは年0.1%、銀行の貸し出し約定平均金利というのは年2%以下という超低金利時代にもかかわらず、年29.2%という出資法の上限は異常なまでに高金利であるということでございますので、リストラ、倒産による失業や収入減、厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のために、出資法の上限金利を少なくとも利息制限法まで下げていただくようにお願いをいたしたいという、それを政府に対して意見書を提出していただきたいということでございます。

自民党も貸金業制度等に関する小委員会で討議等されているようでございますけれども、動きが大変遅うございますので、喚起を促すという意味でも、各地方議会の方からいろいろと意見書を出していただきまして、喚起を促していただくということで意見書を提出することに対して賛成していただくように請願するものでございます。

以上でございます。

議長(田原 親君) ただいま議題となっています請願第2号は、総務常任委員会に付託します。

. .

<u>日程第57.陳情第3号</u>

議長(田原 親君) 日程第57、陳情第3号信号機設置に関する陳情書についてを議題とします。

陳情第3号は、総務常任委員会に付託します。

日程第58.陳情第4号

議長(田原 親君) 日程第58、陳情第4号上大坪農道に関する陳情についてを議題とします。

陳情第4号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで議案に対する資料要求があれば事務局に所定の様式で申し出をお願いいたします。

. .

議長(田原 親君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

午後0時13分散会

- 100 -
